

# 平成29年度事業報告

自平成29年4月 1日

至平成30年3月31日

公益社団法人石川県バス協会

## I. 事業概況

平成29年度の我が国経済は、政府による経済財政政策の推進等により、緩やかな回復基調が続き、有効求人倍率も高い水準で推移した。また、アジア各国を中心に訪日外国人旅行者が前年に続き増加し、関連消費が新たな成長分野として位置付けられるようになった。

乗合バス事業については、大都市部では引き続き堅調に推移したものの、人口減少と少子高齢化の進展を背景に地方部では依然厳しい経営状況が続いた。また、貸切バス事業については、軽井沢スキーバス事故の対策として、事業許可の更新制及び貸切バス適正化機関による巡回指導が開始された。一方、安全コストを賄う新運賃・料金制度の遵守に伴い、経営基盤の健全化が進められた。また、両事業ともに多くのバス事業者が運転者不足の問題を抱える中、政府が進める働き方改革において、運転者についても時間外労働の上限規制が将来導入されることとなった。この他、国の重要施策として、インバウンド振興、バリアフリー対策が進められ、これらについてバス業界としての対応が求められた。

こうした状況の下、石川県バス協会は、平成29年度事業計画に基づき、また、情勢の変化に対応し、輸送サービスの維持、改善や安全確保等の重要な課題をはじめ、公共交通機関としての国民生活に果たす役割・責任において、会員各位とともに英知を結集し、利用者ニーズに対応した創造性豊かなサービスの提供、山積する諸課題の克服に努めるとともに、公共的使命の完遂とバス事業の健全な発展によって地域社会の福祉の増進を目指し、積極的に取り組んだ。

主な報告事項は、下記のとおりである。

### 記

#### 1. バス事業関係諸制度及び税制等への対応

平成30年度税制改正要望として、自動車関係諸税の負担軽減について、バス業界挙げて要望活動を行いました。

その結果、自動車関係諸税では、バリアフリー特例措置（自動車重量税）については平成33年3月まで延長、衝突被害軽減ブレーキ・車両安定性制御装置・車線逸脱警報装置の延長拡充については適用対象装置を拡充したうえで自動車重量税の特例措置は平成33年4月まで自動車取得税は平成31年3月まで拡充となった。また、営自格差の見直しについては、営業用バスに対する軽減措置は維持、外形標準課税については、従来どおり資本金1億円超の普通法人が対象（中小企業へは適用拡大なし）となった。なお、軽油引取税の当分の間の税率（旧暫定税率）の撤廃については、実現しなかった。

## 2. 環境対策の推進

- (1) 地球温暖化ガスの削減及び大気環境の改善に資するため日本バス協会の「環境対策を強化する月間」等において、「不正改造車排除強化月間」、「自動車点検整備推進運動強化月間」、「エコドライブ強化月間」等の推進実施及びバスマスクによる広報啓発に努めるとともに石川県の「エコドライブ推進運動」、「全国不正軽油撲滅強化月間」の周知啓発にも積極的に協力しました。
- (2) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用したドライブレコーダー及び日本バス協会と協調した地方路線バス及び貸切バス（中古車）の導入に対する助成を実施し、導入促進を図るなど環境対策に努めました。

## 3. 交通バリアフリー対策の推進

- (1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス（ノンステップ、リフト付バス等）車両について、日本バス協会と協調して、人にやさしいバスの導入に対する助成を実施し、普及拡大に努めました。
- (2) 委員会を通じ、障害者差別解消法に基づく適切な対応の推進（特に合理的配慮の提供等）について、会員への周知を図りました。

## 4. 安全輸送対策の推進

- (1) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に関し、委員会を開催し、貸切バス事業許可の更新制（許可等の申請に係る法令試験の実施方法、車両の点検整備に関する基準等）、貸切バスの運行管理者の選任義務付け措置、貸切バス事業者が報告すべき事項、貸切バス適正化事業巡回指導要領など、会員への周知に努めました。また、ドライブレコーダーの記録を利用した指導監督の義務付けに伴い、DVD等トレーニング教材を会員に配付し、運転者に対する的確な指導監督の徹底を図りました。  
さらに、乗務中における携帯電話等の使用に関する社内規定策定、貸切バスASV技術搭載状況に関する車体表示、貸切バス予防整備などのガイドライン、ドライブレコーダーの性能要件、バス事業の総合安全プラン2020、高速道路の路肩駐車車両への追突防止、車輪脱落の防止、Jアラート等による緊急情報伝達時における公共交通機関等の安全確保等について、会員への説明周知等に努め、安全輸送対策の推進を図りました。
- (2) バス事故の3割を占める車内事故の防止を図るため、7月に日本バス協会主導により実施した「車内事故防止キャンペーン」について、特に発進時の事故の割合が高い傾向にあり、地方自治体に広報掲載を要請し啓発活動に努めました。
- (3) ゴールデンウィークや夏の多客期等バスジャック・テロ対策をはじめとする危機管理対策、年4回の交通安全運動及び年末年始の安全総点検等を通じて安全意識の高揚に努めました。また、平成29年12月5日石川県警察本部において、石川県警察と「ドライブレコーダー記録情報等の提供に関する協定」を締結し、県民生活の安全安心の寄与に努めました。
- (4) 運輸事業振興助成交付金事業による助成制度を活用し「睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査」をはじめ「運転者の安全研修受講」、「ドラ

イブレコーダー導入」、「アルコール検知器導入」及び日本バス協会と協調助成した「衝突被害軽減ブレーキ装備車導入」に対する助成を実施するなど運転者安全教育の充実や安全なバス等の導入促進に努めました。

(5) 平成29年12月13日、石川県地場産業振興センターにおいて、北陸信越運輸局石川運輸支局長を来賓に迎え第13回優良運転者認定式を開催しました。

また、同日同会場で第13回運転者講習会(147名出席)を開催し、「交通事故防止」及び「おもてなし」に関する研修を実施しました。

## 5. 走行環境及び輸送サービスの改善

都市部、特に金沢市における交通渋滞の解消及び走行環境の改善等について、関係審議会等に参画し、特に金沢駅西団体バス乗降場の機能強化及び待機場所の確保並びに市内中心部における貸切バス乗降場の確保について働きかけを行いました。

## 6. 貸切バスの振興策の推進

(1) 委員会を通じ、日本バス協会が策定した「訪日外国人旅行者のバス利用を想定した多言語対応に関するガイドライン」について、会員への周知に努めました。

(2) 貸切バス事業者の安全性評価・認定制度についての会員への周知と、実施機関である日本バス協会の認定申請に係る現地訪問審査等に協力し、平成29年度は、5社が新たに「一つ星」に認定され、認定会員事業者は34社中27社となりました。

(3) 旅行業界との「安全運行パートナーシップ宣言」協定に基づき「第9回旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を開催し、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(特に、旅行業者・利用者等との関係)、輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン、運賃・料金制度の維持定着等バス事業の現状と課題について相互理解を求めました。

(4) バス事業の収支状況等の分析結果情報を会員に提供しました。

## 7. 労働問題への対応

(1) 日本バス協会の労務委員会における賃金・労働時間等労務管理の適正化に係る情報の収集や過重労働解消キャンペーンの実施など会員への周知に努めました。

(2) 委員会を通じ、石川労働局からの労働契約法に基づく「無期転換ルール」(反復更新されていた有期契約労働者に対する無期労働契約への転換)の円滑な導入取組、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組について情報提供するなど会員への周知に努めました。

## 8. 運輸事業振興助成交付金事業

(1) 平成29年度の交付金額(石川県の補助額)、17,531,000円を

財源として実施した主な事業は、次のとおりであります。

- ① 安全運行の確保に関する事業として、運転者の適性診断助成、運行管理者の一般講習助成、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成、ドライブレコーダー導入助成、アルコール検知器導入助成、運転者安全研修費助成、運転者講習会や優良運転者の認定式の開催、交通安全意識の啓発活動として新聞等による広報活動等を実施しました。
  - ② 輸送サービスの改善に関する事業として、「バスの日」関連事業新聞広報等及びチラシを作成し各自治体に広報依頼するとともにバス利用促進キャンペーンを金沢駅において展開しました。  
また、バス利用者の利便性の向上を図るため、金沢駅からのアクセスガイド（便利マップ）を作成して利用者に配布しました。  
さらに乗合事業者のバス停、待合室等、利用者利便増進に必要な施設整備事業に助成を行いました。
  - ③ 環境対策事業として、日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バス中古車導入に対する助成を実施しました。
  - ④ 貸切バス適正化事業  
貸切バス適正化機関から業務委託された会員事業者に対する巡回指導を中心とした適正化事業を実施しました。
- (2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し、所定の手続きを行いました。

## 9. その他

### (1) 優良運転者認定制度の拡充について

平成17年度に施行した優良運転者の認定制度について、バス業界における安全向上対策の一環として継続推進して取り組み、運転者の安全意識の高揚に努めました。

### (2) 広報活動事業

協会ホームページ及びバスの日を中心とした新聞・チラシ等を活用して貸切バス事業者安全性評価認定制度及び公共交通としてのバス利用促進広報に努めました。

以上のような事業計画の遂行にあたり協会会員相互の団結を強め、諸問題に取り組んできたところでありますが、これを更に平成30年度も継続してその取り組み強化に努めます。